

# 車両系建設機械 接触災害に注意！

**建設業三大災害の一つ。重篤災害に至るリスク大**

車両系建設機械による災害は、機械との接触や機械自体が転落することによるものが多数です。重篤な災害に至るケースも多く、その防止対策の徹底が望まれます。

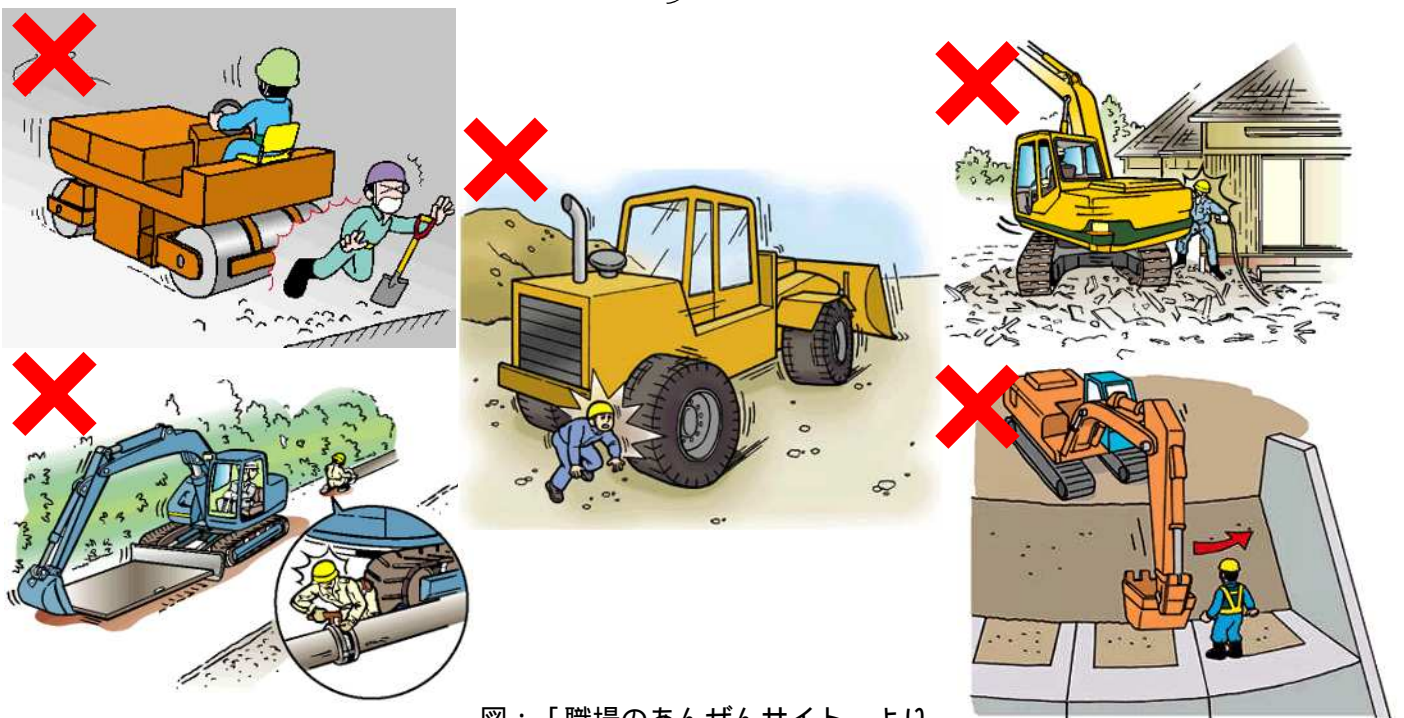
このよう箇所で作業を行うときは・・・

徹底して下さい！

運転中の車両系建設機に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所

作業範囲内立入禁止

誘導者の配置による誘導



図：「職場のあんぜんサイト」より

接触災害を防止するため、まずは立入禁止柵の設置を！  
名寄労働基準監督署

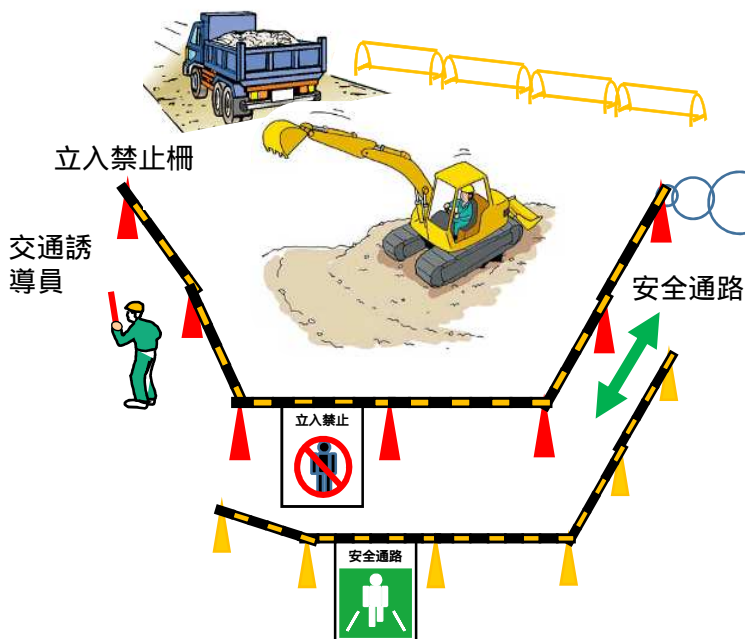
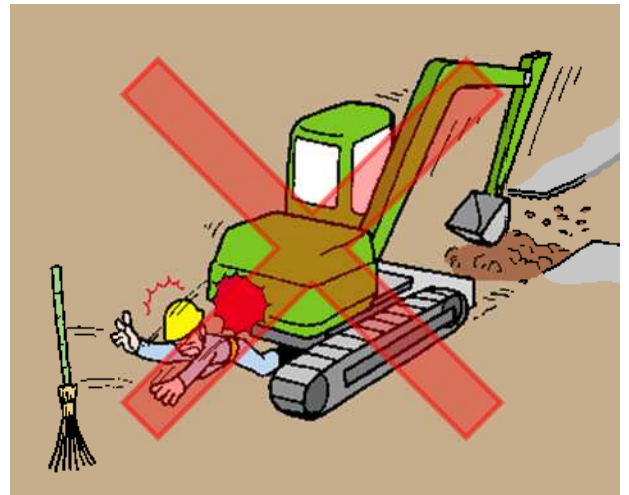
## 【関連条文】労働安全衛生規則

第158条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、**運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。**

ただし、**誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させる**ときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

車両系建設機械による作業で、作業範囲内に立入禁止の措置を講じず、誘導者も配置しないで行う作業は違法です。



まずは、立入禁止柵を設置してください！  
作業条件に応じて誘導者を配置し、車両系建設機械を誘導させてください